

## クラス分け承諾書

私は、クラス分けに臨むにあたって、下記の一般社団法人日本障害者カヌー協会の諸規程の記載事項について確認し、疑義がある場合は確認に協力するとともに、不正があった場合には、選手・会員紀律規程に従うことを承諾いたします。

### <確認する諸規程>

#### ・選手誓約書 第1条(誠実義務)

3 選手は、公私ともにパラスポーツ界の模範たるべきことを認識し、パラスポーツの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

#### ・強化指定選手規程 第8条(強化指定選手等の義務)

強化選手として認定を受けた者は、以下の義務を負わなければならない。

6 自らの社会的立場を認識し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらねばならない。

#### ・選手・会員紀律規程 第2条(選手会員の責務及び処分)

1 選手会員は、障害者カヌー選手および会員としての自覚を持ち、その品位を保持し、社会倫理を重んじ、法令、障害者カヌーに関する諸ルール、当協会の規程その他関係する規範に反することがないよう努めなければならない。

2 当協会は、選手会員の言動や行動が前項の責務を怠るものと認めるときは、本規程の定めに従い、当該選手会員に対する処分を行うことができる。

承諾日付	西暦            年            月            日
氏名(自署)	

以上